五　法第十九条の二十五第一項に規定する二酸化炭素放出抑制対象船舶（海上保安庁の使用する船舶を除く。）であつて総トン数五千トン以上のものの船舶所有者	十二月三十一日以前の一年間における、当該船舶において消費した燃料油の実績及び当該船舶に係る二酸化炭素放出実績指標（技術基準省令第四十七条第一項第六号に規定する国土交通大臣が定める船舶にあつては、当該燃料油の実績に限る。）	毎年三月三十一日まで	燃料油消費実績・二酸化炭素放出実績指標報告書（第六号の三様式）

2～9　（略）

（手数料）

第三十九条の二　（略）

2・3　（略）

4　燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書の交付を受ける者（第三十八条第一項の表第五号に規定する燃料油の実績の報告のみを行つた者に限る。）又は燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書の再交付若しくは書換えを受けようとする者（国及び令第十五条の二に掲げる独立行政法人を除く。）が納付すべき手数料の額は、一通につき四千二百円とする。

5　燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書の交付を受ける者（前項に規定する燃料油の実績の報告のみを行つた者並びに国及び令第十五条の二に掲げる独立行政法人を除く。）が納付すべき手数料の額は、一通につき六千三百円とする。

6　燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書の交付に係る船舶について第十二条の十七の十五第一項第二号に掲げる事項の確認が必要となる場合における当該交付を受ける者が納付すべき手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に一通につき六千九百円を加算した額とする。

7　前三項の手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手数料納付書（第八号様式）に貼つて納付しなければならない。

第１号の16様式（第12条の17の15関係）

燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書

STATEMENT OF COMPLIANCE-FUEL OIL CONSUMPTION REPORTING AND OPERATIONAL CARBON INTENSITY RATING

（略）

船舶の要目

Particulars of ship

五　法第十九条の二十五第一項に規定する二酸化炭素放出抑制対象船舶（海上保安庁の使用する船舶を除く。）であつて総トン数五千トン以上のものの船舶所有者	十二月三十一日以前の一年間の当該船舶において消費した燃料油の実績	毎年三月三十一日まで	燃料油消費実績報告書（第六号の三様式）

2～9　（略）

（手数料）

第三十九条の二　（略）

2・3　（略）

4　燃料油消費実績報告履行確認書の交付を受ける者又は燃料油消費実績報告履行確認書の再交付若しくは書換えを受けようとする者（国及び令第十五条の二に掲げる独立行政法人を除く。）が納付すべき手数料の額は、一通につき四千二百円とする。

（新設）

（新設）

5　前項の手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手数料納付書（第八号様式）に貼つて納付しなければならない。

第１号の16様式（第12条の17の15関係）

燃料油消費実績報告履行確認書

STATEMENT OF COMPLIANCE-FUEL OIL CONSUMPTION REPORTING

（略）

船舶の要目

Particulars of ship